

平成30年災の災害対応について(災害査定の簡素化等)

農林水産省農村振興局整備部防災課災害対策室

①-1.災害復旧事業計画概要書等作成における代表断面図の取扱いについて

広島県では、平成30年梅雨前線豪雨等(平成30年7月豪雨を含む)により、農地・農業用施設の被災箇所が、16,000箇所を越え、甚大な被害が発生したことから、災害復旧事業の速やかな処理を図るため、今回、適用されている「大規模災害時における農林水産業施設及び公共土木施設災害復旧事業査定方針」第7(概要書又は設計書に添付する図面等)(2)における代表断面図の取扱いについて検討を行い、被災状況を航空写真等で確認し、あらかじめ作成した工種別の標準図と数量から事業費を算出して査定設計書を作成する措置を講じた。

平成30年梅雨前線豪雨等(平成30年7月豪雨を含む)の災害による広島県の災害復旧事業計画概要書等作成における代表断面図の取扱いについて
(H30.11.19付け災害対策室長事務連絡)

【主な内容】

○代表断面図の取扱い(広島県)

(1) 適用工種及び適用条件

適用工種については、農地(水田、畑)及び農業用施設(農業用道路、水路台・水路護岸、用水路)とし、適用条件を工種毎に設定。

- ① 農地(水田):フトン籠工は田差10m以下、ブロック積工は田差6m以下の場合
- ② 農地(畑):フトン籠工は高低差5m以下、ブロック積工は高低差6m以下の場合
- ③ 農業用道路:ブロック積工は高低差6m以下の場合
- ④ 水路台・水路護岸:ブロック積工は高低差6m以下の場合
- ⑤ 用水路:土砂等の埋塞により現況が確認できない場合

(2) 申請工法

農地の申請工法については、区画整理済みの箇所はフトン籠工、区画整理未済みの箇所はブロック積工とする。

(3) 航空写真等の活用による田差(高低差)、被災延長及び排土量の算定

- ① 田差(高低差)の算定:国土地理院地図(電子国土Web)を活用し、被災箇所の高低差を読み取り、その差をもって、田差(高低差)とする
- ② 被災延長:被災後の航空写真から被災延長を判読することを可能とする。
- ③ 排土量の算定:被災後の航空写真から必要に応じて崩土範囲を算定し、最小厚さ(5cm)を計上。 $排土量 = 崩土面積(m^2) \times 厚さ0.05(m)$

(4) 代表断面図の選定

(3)①で求めた田差(高低差)に基づき、標準図から代表断面図を選定。なお、事業主体は被災状況が(1)に該当していることを査定時に説明すること。

(5) 条件付き査定

「実施設計については、調査検討を行い、数量計算や積算を精査し、工事発注前に必要に応じて計画変更(重要変更)により承認を得るものとする。」

上記措置の適用により、広島県における約2,500箇所の査定設計書作成及び災害査定が迅速に行われ、1月末に査定が終了した。

①-2.災害復旧事業計画概要書等作成における代表断面図の取扱いについて(参考)

国土地理院地図(電子国土Web)から平面図を作成。
被災箇所の高低差を読み取り、その差をもって、田差(高低差)としている。

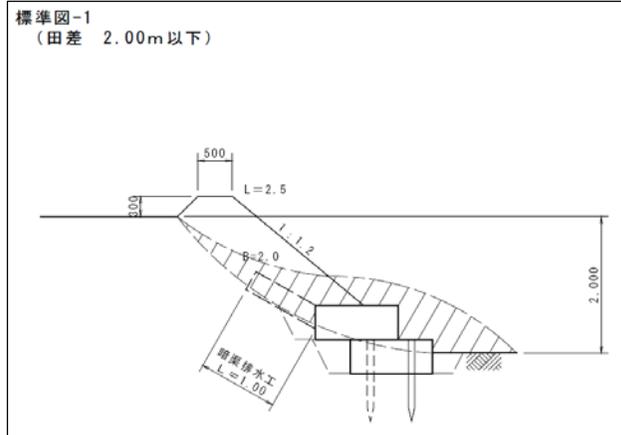
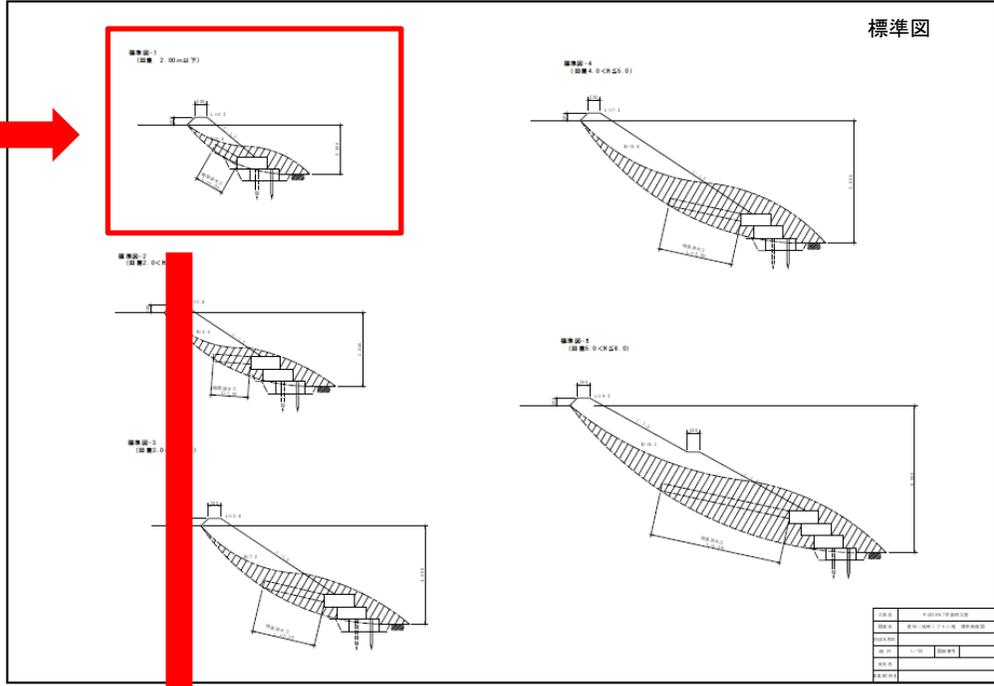
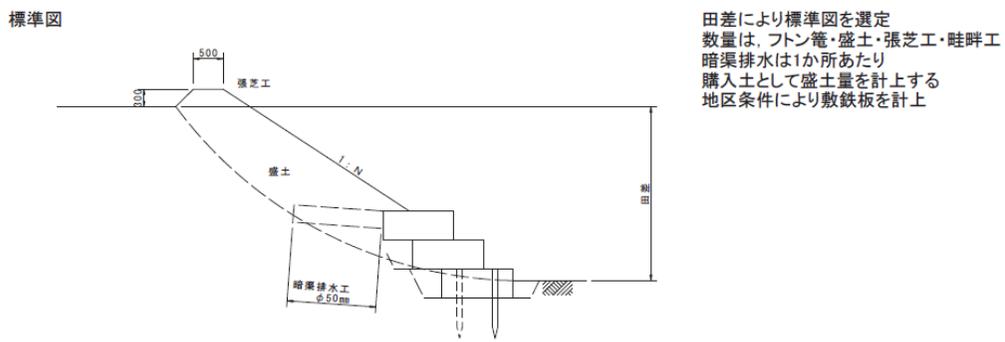


①-3.災害復旧事業計画概要書等作成における代表断面図の取扱いについて(参考)

例) 田差 1.8m の場合

農地(水田)(フトン籠)代表断面寸法・数量表

田差	土羽勾配	フトン籠	盛土	張芝工	畦畔工	暗渠排水	備考	標準図
	1:N	L (段・m)	(m3)	(m2)	(m)	(m)		番号
$H \leq 2.0$	1.2	2.0	2.0	2.5	1.0	1.0		1
$2.0 < H \leq 3.0$	1.5	3.0	4.4	3.8	1.0	1.5		2
$3.0 < H \leq 4.0$	1.5	3.0	7.2	5.6	1.0	2.5		3
$4.0 < H \leq 5.0$	1.5	3.0	10.6	7.4	1.0	3.0		4
$5.0 < H \leq 6.0$	1.8	4.0	18.3	9.5	1.0	5.3		5
$6.0 < H \leq 7.0$	1.8	4.0	23.5	11.5	1.0	6.1		6
$7.0 < H \leq 10.0$	1.8	4.0	48.7	17.7	1.0	9.6		7



②-1.傾斜地における果樹園等の農地復旧限度額の算定手法及び農地保全施設の取扱い

平成30年7月豪雨では、優良な果樹園等において斜面崩壊が広範囲に及ぶなど各地で甚大な被害が発生した。果樹園等は崩壊しやすい土壌であるため、災害復旧工法もブロック積みやフトン籠などの土留工等による補強が必要となる。崩壊斜面を復旧させ、二次災害を防止し、農業を維持していくため、農地復旧限度額の算定手法及び農地保全施設の取扱いを通知した。

傾斜地における果樹園等の農地復旧限度額の算定手法及び農地保全施設の取扱いについて
(H30.8.23付け災害対策室長事務連絡)

【主な内容】

1. 限度額の算定に用いる復旧面積の算定手法

傾斜地に果樹園等が形成され、土質性状も崩壊しやすい土壌の場合は、被災により農地自体の安定性が確保されていない状態にあることから、農地農業用施設災害復旧事業の査定に関する了解事項1-5に基づき、復旧すべき農地面積を算定する場合には、安息角を15度に設定し、限度額の算定を行うこと。

2. 農地復旧と合わせた農地保全施設の取扱い【改めて既存制度の周知徹底を図るもの】

土質性状を考慮した果樹園等法面の安定性を確保するため、農地復旧とともに土留工又は承水路等の施設が新たに必要な場合には、農地農業用施設災害復旧事業査定要領第14(1)により土留工又は承水路等を農地保全施設として新設し、二次災害防止を行うこと。

また、新設する農地保全施設に係る受益者が1戸の場合には、農地農業用施設災害復旧事業の査定に関する了解事項1-6を適用し、公共的施設の効用を果しているもの、かつ、公共的団体の財産として移転登記することを条件として、農業用施設として処理すること。

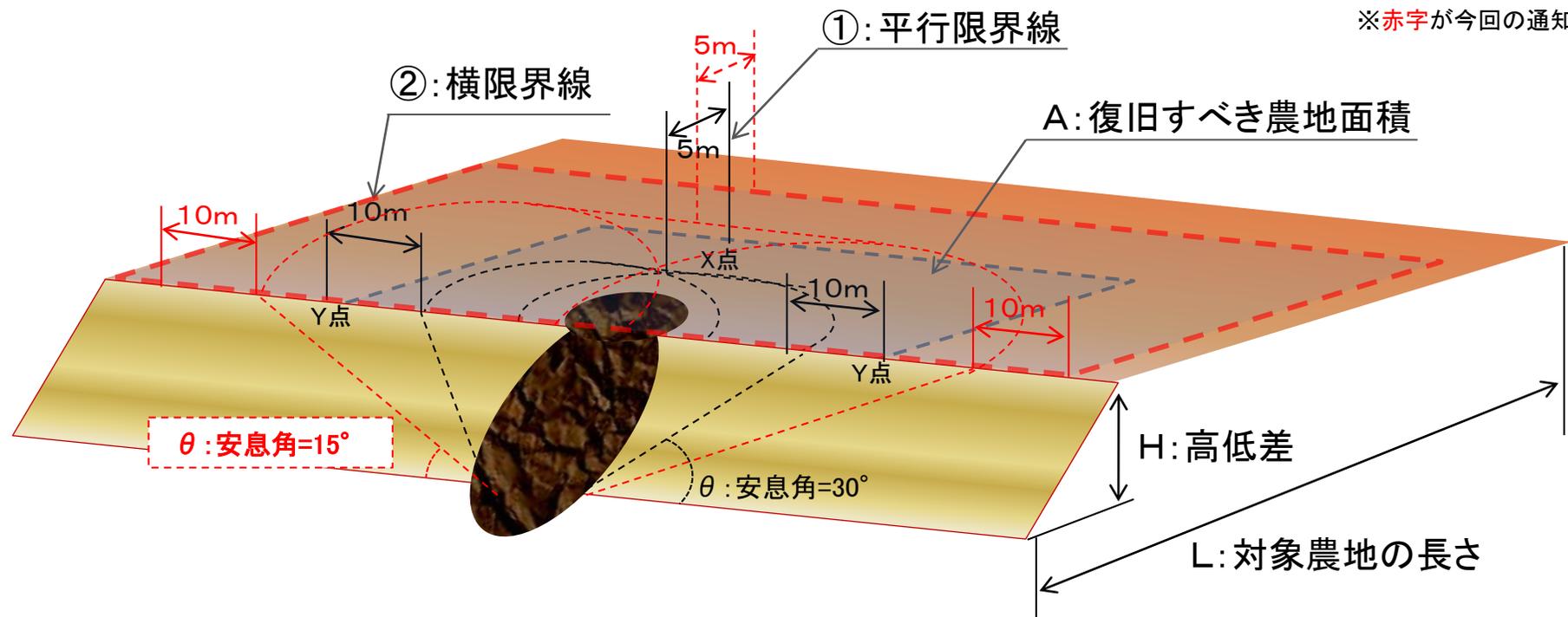
3. 崩壊しやすい土壌について

特殊土壌地帯における果樹園等における限度額の算定において、上記1、2による場合には、当該被災箇所が特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法(昭和27年法律第96号)により指定された地域については、指定地域であること、その他の地域の場合は、被災箇所が崩壊しやすい土壌であることを災害査定時に査定官、立会官に説明すること。

②-2.傾斜地における果樹園等の農地復旧限度額の算定手法及び農地保全施設の取扱い

限度額の算定に用いる復旧面積の算定手法

- 畑の法面崩落における限度額の算定に用いる復旧面積の算定は、被災ほ場において、安息角線と農地面との交点に、営農上の影響範囲を加えた横限界線・平行限界線に囲まれた面積を算定している。
- 今回の災害発生地域は、特殊土壌地帯に指定されている地域であり、土質は中国、四国地方に多く分布している真砂土または赤ホヤで主に構成されている。真砂土は花崗岩が強風化した砂、赤ホヤはごく軽い火山灰土であり崩壊しやすい性質をもっている。
- 果樹園等のように法面そのものに農地を形成している場合は、被災により農地自体の安定性が確保されていない状況にあることから、安息角を15度に設定することとし、限度額の算定に用いる復旧面積を算定する手法により対応する。



②-3.傾斜地における果樹園等の農地復旧限度額の算定手法及び農地保全施設の取扱い

果樹園等(特殊土壌地帯)の限度額の算定について

- 特殊土壌地帯における果樹園等における限度額の算定において、被災箇所が崩壊しやすい土壌であることの説明が必要である。
- 特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法(昭和27年法律第96号)により指定された地域については、指定地域であることを説明することとする。
- その他の地域の場合は、被災箇所が崩壊しやすい土壌であることを説明する資料を作成するようお願いする。

【特殊土壌地帯の指定地域】

■ 特殊土壌地帯の面積

57,588km²(国土の約15.2%)

■ 対象市町村数(平成29年4月1日現在)

254市町村(一部指定を含む)

■ 特殊土壌の種類

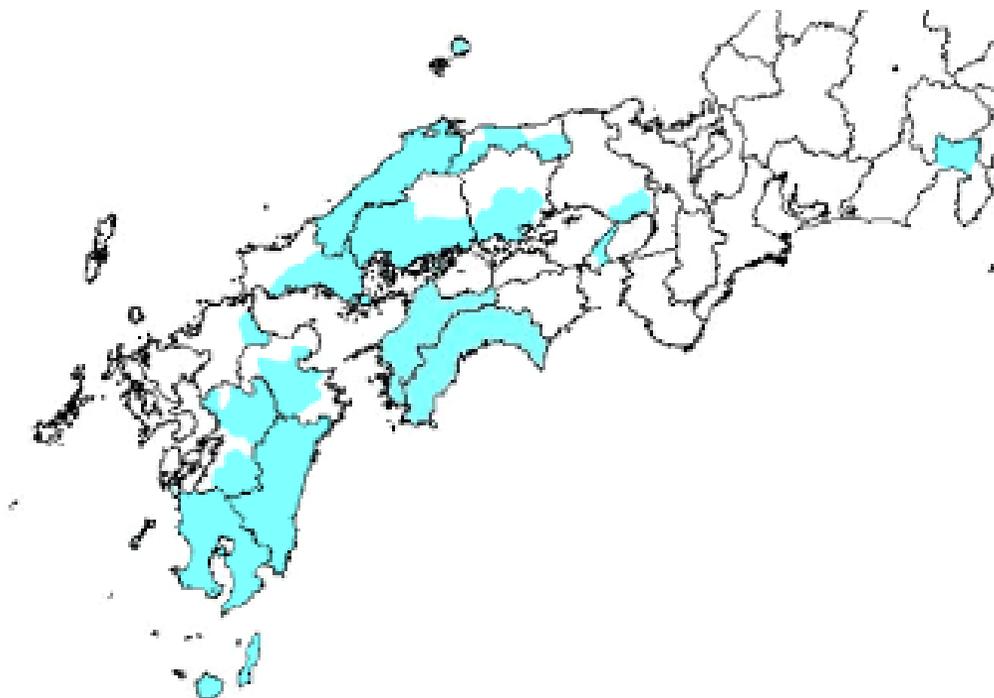
シラス、ボラ、コラ、花崗岩風化土、
ヨナ、富士マサ、赤ホヤ

■ 全域指定県(5県)

鹿児島・宮崎・高知・愛媛・島根

■ 一部指定県(9県)

大分・熊本・福岡・山口・広島・岡山・鳥取・
兵庫・静岡



③-1.果樹園の災害復旧事業計画概要書等の簡素化について

中国四国農政局管内では、平成30年梅雨前線豪雨等(平成30年7月豪雨を含む)により、中山間地域の果樹園を中心に、農地・農業用施設の被災箇所数が33,000箇所を超える甚大な被害が発生した。

災害復旧事業の速やかな処理を図るため、今回、適用されている「大規模災害時における農林水産業施設及び公共土木施設災害復旧事業査定方針」が適用されていることから、災害査定を迅速化するため、災害復旧事業計画概要書等作成の簡素化の措置を講じた。

平成30年梅雨前線豪雨等(平成30年7月豪雨を含む)の災害による果樹園の災害復旧事業計画概要書等作成の簡素化について
(H30.10.5付け災害対策室長事務連絡)

【主な内容】

1. 適用地域

愛媛県宇和島市吉田町

2. 簡素化の内容

(1) 果樹園の災害復旧に係る計画概要書の簡素化

- ・果樹園の事業費(申請額)の算定(標準断面方式)
- ・農地の復旧限度額の取扱い
- ・農地保全施設の実施範囲

(2) 果樹園の畑地かんがい施設の災害復旧に係る計画概要書の簡素化

- ・畑地かんがい施設における一箇所工事の取扱いについて
- ・畑地かんがい施設における事業費(申請額)の算定について

3. 条件付き査定

計画概要書の簡素化による災害査定を行う場合は、条件付き査定とする。

上記措置を愛媛県宇和島市吉田町において適用し、査定設計書作成及び災害査定が迅速に行われ、1月末に査定が終了した。

③-2.果樹園の災害復旧事業計画概要書等の簡素化について

事務連絡抜粋

別添 1

果樹園の災害復旧に係る計画概要書の簡素化について

1 果樹園の事業費（申請額）の算定（標準断面方式）

(1) 適用範囲について

傾斜地を対象とする。なお、大規模崩壊地、排土のみの園地及び石積園地等、標準断面を適用することが不適当な園地は、個別に復旧断面を検討することができる。

(2) 申請工種について（農地と施設は別々に申請する。）

農地(畑)と農業用施設（農地保全施設（土留工、排水路）等を含む。）をそれぞれ「一箇所工事」として申請する。

注）畑地かんがい排水施設（パイプライン）については受益者が異なるため、別途申請をする。

(3) 農地保全施設について

農地保全施設は、原則受益者が2戸以上必要となるが、1戸の場合には、公共的施設の効用を果しているもの、かつ、公共的団体の財産として移転登記することを条件に申請できる。

(4) 事業費（申請額）算定方法について

① 被災前園地勾配別に、標準断面を選定のうえ、事業費（申請額）を算定する。

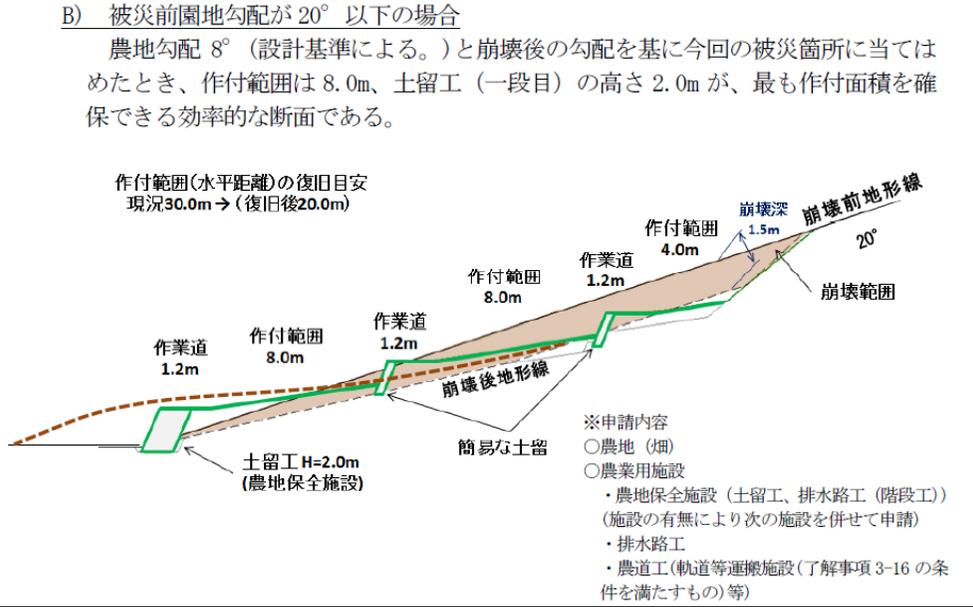
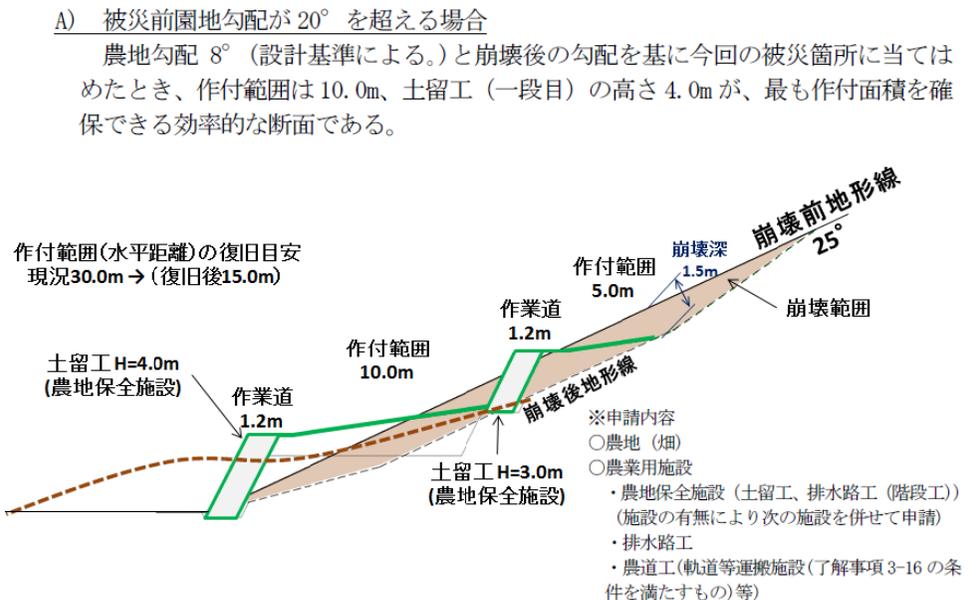
$$\text{事業費(申請額)(円)} = \text{申請面積当たりの数量} \times \text{単価(協議済)}$$

$$\text{申請面積当たりの数量} = \text{標準断面の数量(10a 当たり)} \times \text{被災面積(a)} \times 1/10$$

② 「申請面積当たり数量」の算出イメージについては、別紙1、2のとおりとする。

③ 標準断面は、今般の災害における平均的な10a(崩壊範囲である崩壊法方向の水平距離30m × 崩壊幅33.3m)、学術的知見を踏まえ崩壊深さ（以下「崩壊深」という。）1.5m(※)として設定している。

※ (社)日本地すべり学会関西現地討論会論文集より



③-3.果樹園の災害復旧事業計画概要書等の簡素化について

事務連絡抜粋

別添 2

果樹園の畑地かんがい施設の災害復旧に係る計画概要書の簡素化について

1 畑地かんがい施設における一箇所工事の取扱いについて

畑地かんがい施設における自動化施設については、

- (1) 1部分でも通水できない箇所があれば、効用を発揮しない施設であること
- (2) 埋設管であり、被災箇所の把握が困難であること

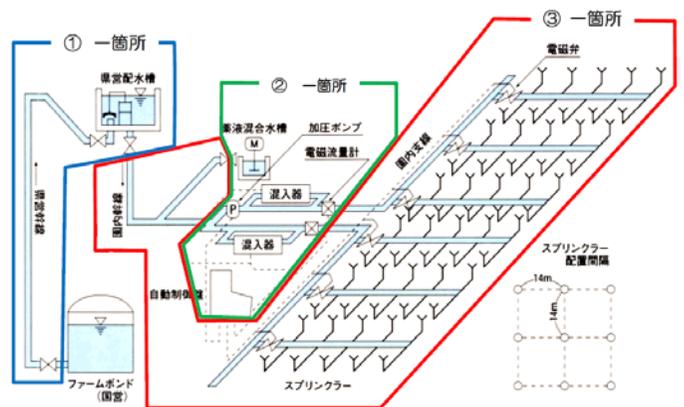
などの理由から「1の施設について災害にかかった箇所が 150メートルを越える間隔で連続しているものに係る工事で当該工事を分離して施行することが当該施設の効用上困難又は不適当なもの」に該当すると考えられるため、

- ① 【県営幹線+県営配水槽】
- ② 【制御室（揚水機場を含む。）】
- ③ 【園内幹線+園内支線+散水線+スプリンクラー】

をそれぞれ一箇所工事とし、申請することとする。

< 施設模式図 >

- ① FPの分水工から県営配水槽までを一箇所工事とする
- ② 制御室（揚水機場を含む。）を一箇所工事とする
- ③ 県営配水槽配下（②を除く）を一箇所工事とする



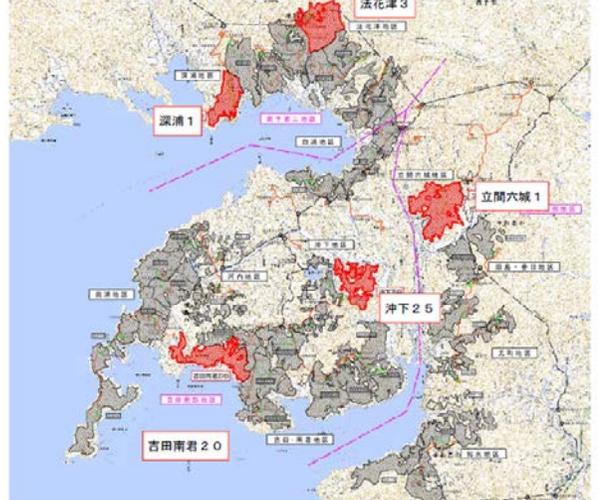
2 畑地かんがい施設における事業費（申請額）の算定について

- (1) 【県営幹線+県営配水槽】
被災箇所ごとに復旧工事費を積上げ、事業費（申請額）を算定する「従来方式」を採用する。
- (2) 【制御室（揚水機場含む。）】
制御室、揚水機場はパイプライン等の土木工事と異なるため、別途申請とする。
- (3) 【園内幹線+園内支線+散水線+スプリンクラー】
畑地かんがい施設の自動化施設（園内幹線、園内支線、各種弁類、散水線、スプリンクラー）の事業費（申請額）算定にあたり下記のような問題がある。
 - ・ 詳細な図面が残っていない地区が多く、広範囲に被災しているうえ、各園地に多くの配管が埋設されており、被災延長すべてを把握することが困難である。
 - ・ 残存している管についても、埋設管であるため、土砂の混入や破断の可能性が高く、通水試験後でなければ被災箇所を特定することができない。
 - ・ スプリンクラーは、園地の復旧に応じた配置計画が必要であるため、園地の復旧後に新たに配置計画を策定する必要がある。

については、自動化施設の事業費（申請額）を以下の手順①～④にて算定する。

- ① 宇和島市吉田町の39ブロックにおいて、過去に新設した地区のうち、数量と明細が残存している5ブロック（園内幹線～スプリンクラーまで）を選定する。

< 選定例 > 南予地域宇和島市



③-4.果樹園の災害復旧事業計画概要書等の簡素化について

② 選定した5ブロックそれぞれにおける「新設時の整備面積及び実績数量」を平均し、その「平均整備面積」で「平均新設時数量」を除すことで、「単位当たり数量(1ha 当たり)」を算出する。

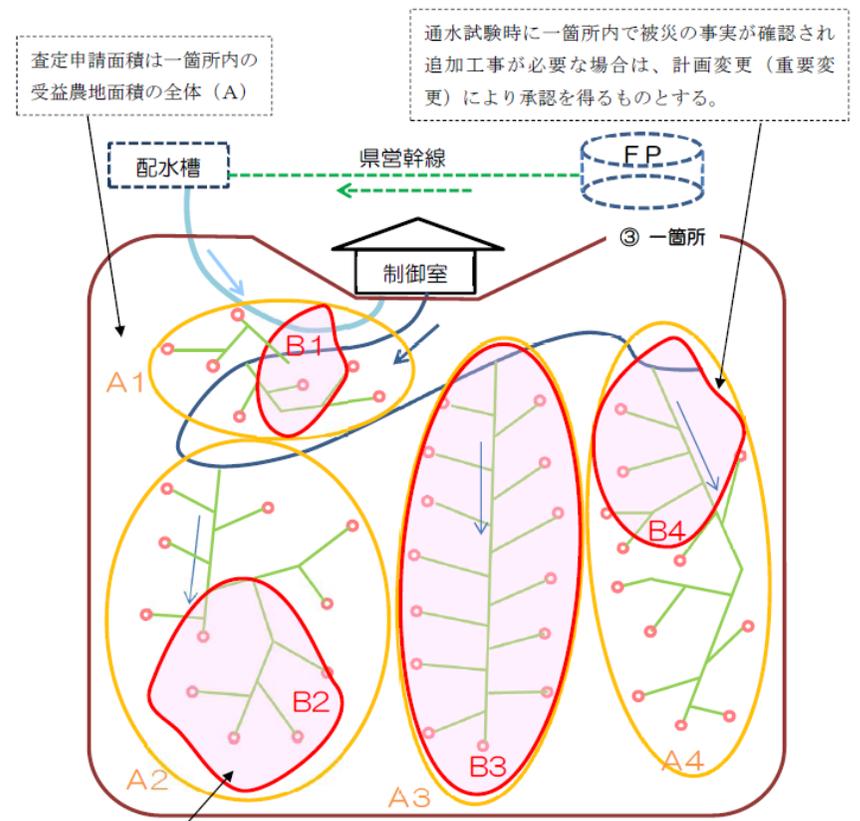
主要な工種と数量

ブロック名 項目	吉田 南君20	法花津3	深浦1	沖下25	立間 六城1	平均整備 面積及び 平均新設 時数量	単位当 り数量 (1ha 当たり)
< 面積 (ha) >	24.3	23.6	19.6	17.6	24.9	22.0	1.0
< 工種及び数量 >							
園内幹支線水路工							
管土工 (m)	11,033	7,907	8,832	10,284	7,906	9,192.4	417.8
塩ビ管布設工 (m)	11,662	4,770	4,534	5,386	7,698	6810.0	309.6
空気弁工 (箇所)	112	128	55	40	120	91.0	4.1
ケーブル工 (m)	10,808	8,670	5,208	5,169	6,938	7,358.6	334.5
散水施設工							
管土工 (m)	32,767	30,132	30,596	21,206	31,816	29,303.4	1,332.0
配管工 (m)	33,521	31,958	31,518	21,085	32,225	30,061.4	1,366.4
弁設置工 (箇所)	284	357	327	438	382	357.6	16.3
SP立上り工 (箇所)	5,545	6,390	5,564	3,895	6,771	5,633.0	256.0

③ 申請面積は、一箇所内の受益農地面積の全体とする。なお、分割することを妨げない。申請数量は、申請面積に被災面積（申請時点で確認できる被災面積）との比率を乗じて算出した値に、②で算出した「単位当たり数量（1ha 当たり）」を乗じた値とする。

④ 事業費（申請額）は、③で算出した「申請数量」に、単価（協議済）を乗じて算定する。

(参考) 被災面積比率の算出イメージ



調査申請時点で航空写真で確認できる被災面積 (B)

一箇所内の受益農地面積の全体 (A)	被災面積 (B)	被災面積比率 (B/A)
A1 : 2.0ha	B1 : 0.5ha	10.5 / 20.0 = 0.525
A2 : 8.0ha	B2 : 3.0ha	
A3 : 5.5ha	B3 : 5.2ha	
A4 : 4.5ha	B4 : 1.8ha	
計 : 20.0ha	計 : 10.5ha	

※ 査定時には、申請面積に他の給水範囲の農地面積が含まれていないことを確認すること。

③-5.果樹園の災害復旧事業計画概要書等の簡素化について

この場合の申請数量の算出イメージは、
 「単位当たり数量（1ha 当たり）」×「申請面積（20.0ha）」× B/A（0.525）
 となる。

主要な工種と数量

工種	単位当たり数量 (1ha 当たり) (a)	申請面積 (ha) (b)	被災面積 比率 B/A (c)	申請数量 (a)×(b)×(c)	
				数位処理前	数位処理後
園内幹支線水路工					
管土工 (m)	417.8	20.0	0.525	4,386.9	4,386.9
塩ビ管布設工 (m)	309.6	20.0	0.525	3,250.8	3,250.8
空気弁工 (箇所)	4.1	20.0	0.525	43.1	43
ケーブル工 (m)	334.5	20.0	0.525	3,512.3	3,512.3
散水施設工					
管土工 (m)	1,332.0	20.0	0.525	13,986.0	13,986.0
配管工 (m)	1,366.4	20.0	0.525	14,347.2	14,347.2
弁設置工 (箇所)	16.3	20.0	0.525	171.2	171
SP 立上り工 (箇所)	256.0	20.0	0.525	2,688.0	2,688

※ 申請数量は、平成 30 年度土地改良工事数量算出要領（案）平成 30 年 4 月版農林水産省農村振興局整備部設計課施工企画調整室により算出すること。

上記申請数量（数位処理後）に「単価（協議済）」を乗じ事業費（申請額）を算定する。

【条件付き査定】

(1) 果樹園の災害復旧に係る計画概要書の簡素化（農地）

実施設計については、調査検討を行い、数量計算や積算を精査し、工事発注前に必要に応じて計画変更（重要変更）により承認を得るものとする。
 なお、実施設計時において、復旧限度額の算定に用いる復旧面積に変動があるものについては、復旧面積を変更し、再度、復旧限度額の算定を行い、計画変更（重要変更）により承認を得るものとする。
 木くず等の産廃処理費は含まれないため、必要に応じて実施時に計上する。

（農業用施設）

実施設計については、調査検討を行い、数量計算や積算を精査し、工事発注前に必要に応じて計画変更（重要変更）により承認を得るものとする。
 なお、実施設計時において、被災面積の変動があるものについては適正な施設規模とし、必要に応じて計画変更（重要変更）により承認を得るものとする。
 木くず等の産廃処理費は含まれないため、必要に応じて実施時に計上する。

(2) 果樹園の畑地かんがい施設の災害復旧に係る計画概要書の簡素化（畑地かんがい施設）

実施設計については、調査検討を行い、数量計算や積算を精査し、工事発注前に必要に応じて計画変更（重要変更）により承認を得るものとする。
 また、通水試験時に一箇所内で被災の事実が確認され追加工事が必要な場合は、計画変更（重要変更）により承認を得るものとする。

④被災した農地及び農業用施設の原形等が調査困難な場合の取扱いについて

平成30年梅雨前線豪雨等(7月豪雨含む)により被災した広島県において、農地及び農業用施設の土砂等による埋塞被害が甚大であったことから、災害復旧事業の速やかな処理を図るため、「当該被災農地を原形に復旧することが不適當な場合において被災した農地の区画を変更して施行する復旧工事」の申請を行う際に、「原形等の調査が困難な場合」には、全損扱いとして災害復旧事業計画概要書等を作成する旨の通知を発出し、災害査定の効率化を図る措置を講じた。

被災した農地及び農業用施設の原形等が調査不可能な場合
の取扱いについて(通知)(H30.12.3付け防災課長事務連絡)

【主な内容】

1. 対象地域

広島県呉市安浦町

2. 災害復旧事業計画概要書等の作成

農地及び農業用施設の被災について、原形等が調査不可能な場合には、全損扱いとして災害復旧事業計画概要書等を作成。なお、原形等が調査不可能な場合とは、農地等に土砂が5cm以上堆積等している場合をいう。

3. 採択基準(農地の区画の変更)

農地農業用施設災害復旧事業査定要領第19の1の(2)に基づく申請で、農地の区画の変更が前提。

査定要領:第19の1の(2)

地すべり、洪水、地震等により、農地及び農業用施設が被災し、流失、崩壊、埋没等著しく地形、地ぼう等が変化したため、当該施設農地を原形に復旧することが不適當な場合において被災した農地の区画を変更して施行する復旧工事。この場合、区画変更に伴う耕地面積の増加は原則として行わないものとする。

※本事務連絡を適用した地域は、土砂等の埋塞による地形の変化や河川の復旧工事により、現位置での復旧が困難であったことから、査定要領第19の1の(2)による申請としている。

【被災前】



【被災後】



広島県呉市における約7.4haの申請面積のうち、同措置を適用した面積が約4.4haとなり、迅速な査定が行われ、年内に査定が終了した。

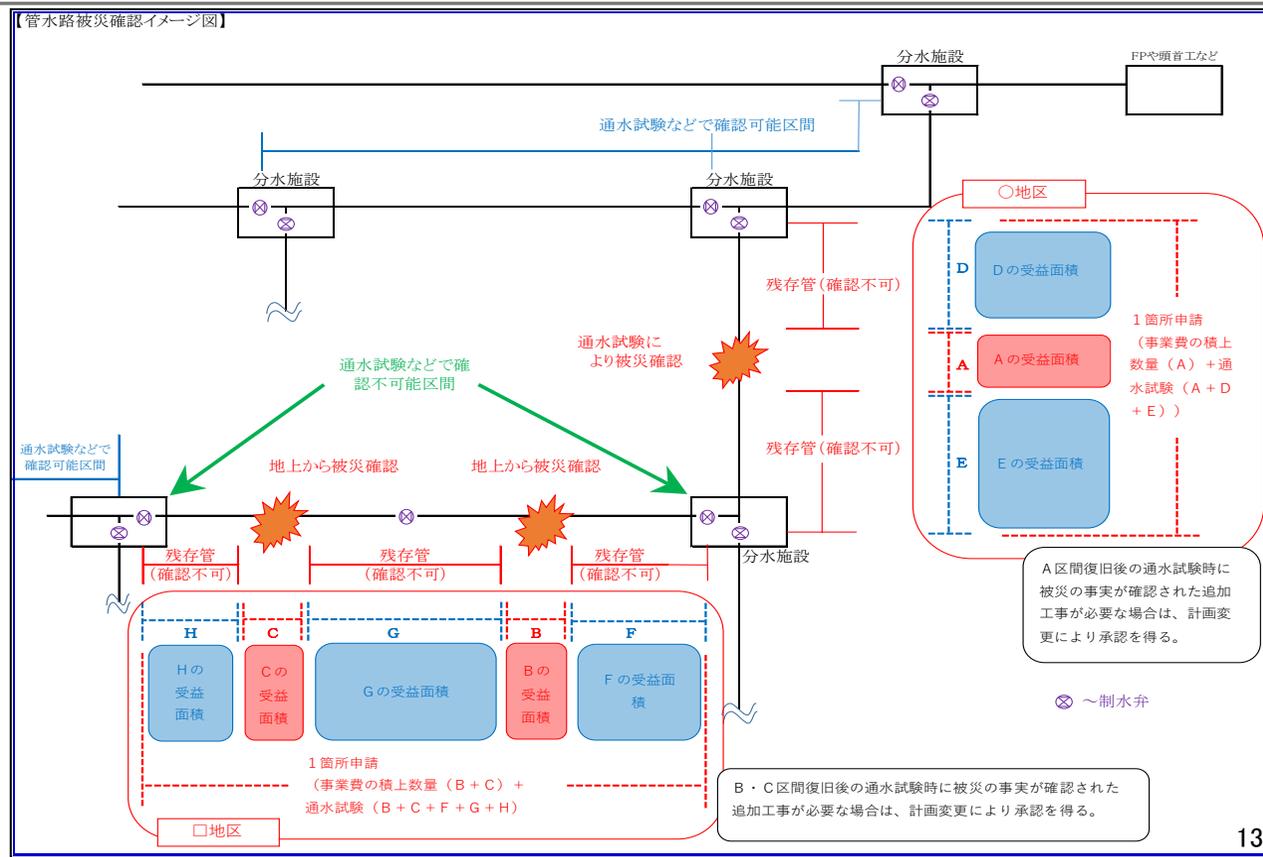
⑤-1.被災した管水路における災害復旧事業計画概要書等への記載方法について

平成30年北海道胆振東部地震により、地盤の沈下・隆起や水平移動等の変形に起因し、管水路に被害が発生したところであるが、この管水路は地中に埋設されていることから、部分的な被災の把握にとどまり、被災延長をすべて把握することが困難な状況となった。このことから、復旧後に通水試験を行わなければ被災延長すべてが把握できない場合の災害復旧事業計画概要書等(以下「計画概要書」という。)への記載について通知し、復旧後の通水試験により確認された被災箇所を変更追加できることを可能となる措置を講じた。

平成30年北海道胆振東部地震により被災した管水路における災害復旧事業計画概要書等への記載方法について (H30.11.13付け災害対策室長事務連絡)

- 1. 適用区域**
平成30年北海道胆振東部地震により被災を受けた北海道勇払郡厚真町、安平町及びむかわ町
- 2. 条件付き査定**
実施設計については、調査検討を行い、数量計算や積算を精査し、工事発注前に必要に応じて計画変更(重要変更)により承認を得るものとする。
また、通水試験時に一箇所内で被災の事実が確認され追加工事が必要な場合は、計画変更(重要変更)により承認を得るものとする。

- A・B・C区間**
地上からの被災や被災調査のための通水試験により被災が確認された区間
- D・E区間**
A区間の復旧工事後の通水試験により被災の事実が確認された場合、計画変更により追加する区間
- F・G・H区間**
B・C区間の復旧工事後の通水試験により被災の事実が確認された場合、計画変更により追加する区間



⑤-2.被災した管水路における災害復旧事業計画概要書等への記載方法について

【計画概要書作成例】

○地区

計画概要書に記載する延長:Aの復旧延長（復旧工事計画の内容には、通水試験の延長(測点)も記載する）

平成30年災害復旧事業（補助）計画概要書				(第1表)	
災害名及び被災年月日	平成30年 胆振東部地震災害 H30.9.6		関係面積	A + D + E ……② ha	
地区名及び箇所番号	○地区 ○○○-○		受益面積	A + D + E ……② ha	
施工位置	○○郡○○町字○		受益戸数	○○ 戸	
事業主体名	○○町		被災前の工法	管水路	
工種	水路(用)	緊急順位	A	直営又は請負の別	請負
区分	事業量		事業費	摘要	
総事業	A ……① m		10,000 千円		
うち未成	m		0 千円		
うち転属	m		0 千円		
差引	A ……① m		10,000 千円	産業廃棄物処分費及び事業損失防止施設費を除く事業費 9,800 千円	
災害原因及び被害状況	平成30年9月6日の胆振東部地震（最大震度6弱、観測所：○○）により、○地区の○○導水幹線用水路が破損し、用水路の機能を失った。				
復旧工事計画	査定要領 第12により原形復旧する。 ・延長 L=A m (SP○○○.○○～SP○○○.○○) ……① 管水路 (DCIP φ○○○) 新設 L=A m ……① (L=○○○.○○m (SP○○○.○○～SP○○○.○○)) 通水試験 L=A m + D m + E m ……② 産業廃棄物処分費 1 式 仮設工 仮設道路工 (敷砂利) 1 式				

⑤-3.被災した管水路における災害復旧事業計画概要書等への記載方法について

【計画概要書作成例】

□地区

計画概要書に記載する延長: B+Cの復旧延長の計(復旧工事計画の内容には、通水試験の延長(測点)も記載する)

平成30年災害復旧事業(補助) 計画概要書				(第1表)	
災害名及び被災年月日	平成30年 胆振東部地震災害	H30.9.6	関係面積	B+C+F+G+H	・・・④ ha
地区名及び箇所番号	□地区	○○○-○	受益面積	B+C+F+G+H	・・・④ ha
施工位置	○○郡○○町字□		受益戸数	○○	戸
事業主体名	○○町		被災前の工法	管水路	
工種	水路(用)	緊急順位	A	直営又は請負の別	請負
区分	事業量		事業費	摘要	
総事業	B+C	・・・③	m	10,000	千円
うち未成			m	0	千円
うち転属			m	0	千円
差引	B+C	・・・③	m	10,000	千円
災害原因及び被害状況	平成30年9月6日の胆振東部地震(最大震度6弱、観測所:○○)により、○地区の○○導水幹線用水路が破損し、用水路の機能を失った。				
復旧工事計画	査定要領 第12により原形復旧する。 ・延長 L=Bm+Cm (SP○○○.○○~SP○○○.○○) ・・・③ 管水路(DCIPφ○○○)新設 L=Bm+Cm ・・・③ (L=○○○.○○m(SP○○○.○○~SP○○○.○○)) 通水試験 L=Bm+Cm+Fm+Gm+Hm ・・・④ 産業廃棄物処分費 1式 仮設工 仮設道路工(敷砂利) 1式				

⑥UAV(ドローン)を活用した農地への流入土砂等の測定について

平成30年北海道胆振東部地震により、農地農業用施設に山腹崩壊による大量の土砂や流木が堆積する被災を受けた。

本災害により被災を受けた、北海道勇払郡厚真町、安平町及びむかわ町について、流入土砂の堆積厚の確認方法について、余震による法面崩壊など、堆積土砂内の作業中に二次被害が懸念されるため、より安全な調査を行い、農地農業用施設の早期復旧を図るため、UAV測量により可能となる措置を講じた。

UAV(ドローン)を活用した農地への流入土砂等の測定について(H30.11.12付け防災課長事務連絡)

【主な内容】

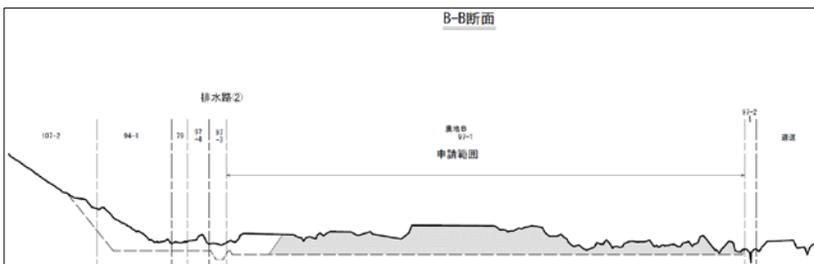
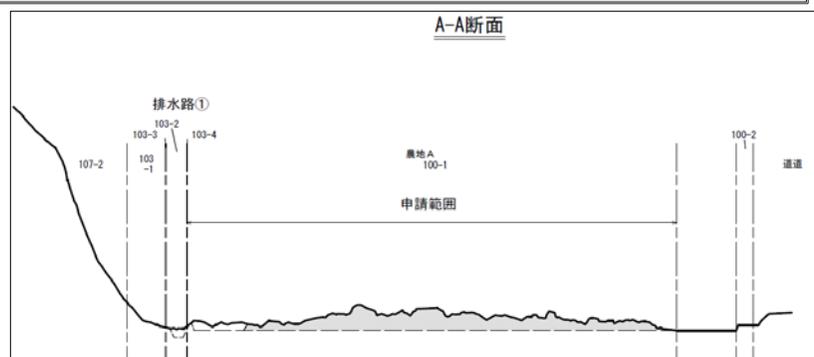
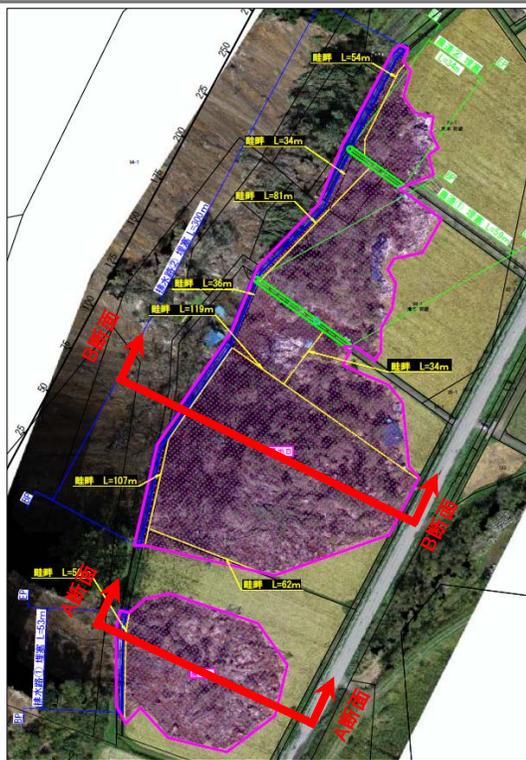
○農地の流入土砂等の平均厚さ

農地における流入土砂又は流失耕土の平均厚さの算出方法については、「農地農業用施設災害復旧事業の査定に関する了解事項(昭和40年9月10日付け構造改善局建設部長通知)」第1の3により示されているところであるが、平均厚さの算出に当たっては、UAVにより算定した堆積量(m³)を堆積面積(m²)で除した値とすることができる。

農地農業用施設災害復旧事業の査定に関する了解事項(昭和40年9月10日)(改正 平成13年4月10日)

(農地の流入土砂等の平均の厚さ)

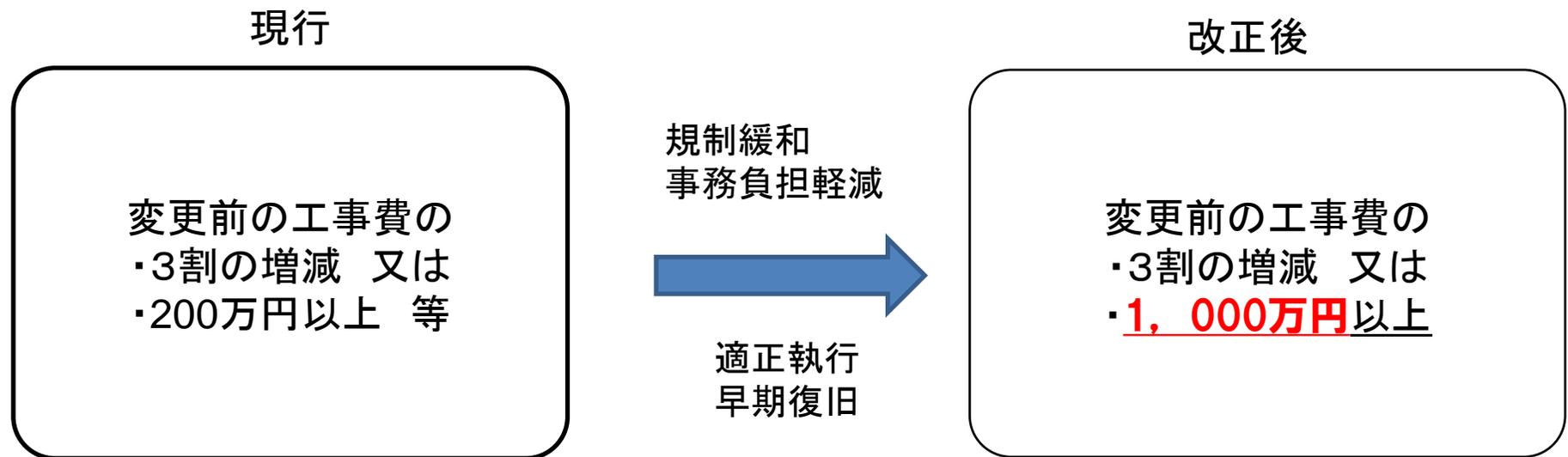
3 法第5条第6号及び第7号に規定する農地における流入土砂又は流失耕土の「平均厚さ」とは、その筆における被災部分について10アール当たり9～15点の試掘を行い算術平均により求めるか、又は水田のように被災前の状態が水平であったものについては、水準儀による高低測量によって平均の厚さを求めるものとする。



北海道勇払郡厚真町、安平町及びむかわ町における約162haの申請面積のうち、同措置を適用した面積が約157haとなり、迅速な査定が行われ、1月末に査定が終了した。

⑦災害復旧事業計画の重要変更の要件金額の改正(案)

- 平成30年地方分権の提案で、地方が農地・農業用施設災害復旧事業の重要計画変更の要件の見直しを提案。
- 検討の結果、現行200万円の金額要件を1,000万円へ引き上げを行う。なお、3割の要件は現状維持。
- 本改正により、事業主体の事務負担を軽減と補助金の適正執行を確保しつつ、早期の復旧を促進。



※今後、協議手続き終了後、大臣告示を見直す。(6月告示予定)

※本改正は、大臣告示後から適用となる。